

1 定例監査（平成30年度下期分）

(1) 監査実施所属、監査実施日及び監査の結果は、平成31年3月14日発行（山梨県公報号外第13号）山梨県監査委員告示第1号のとおり

(2) 監査の結果、指摘事項及び指導事項があった所属が講じた措置の内容

監査対象所属	総合政策部 東京事務所	
監査対象期間	平成29年10月～平成30年8月	
監査実施日	平成30年11月29日、平成31年1月29日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>(指導事項)</b> 1件（給与1）</p> <p>1) 週休日の振替において、同一週内に振替ができなかったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた勤務があったとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、当該週に祝日があったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、時間外勤務手当が誤って支給されているものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>週に祝日を含む勤務時間数について、時間外勤務の取扱いや週休日の振替等の関連通知を十分に確認せずに事務を行っていた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに誤支給となった対象勤務時間数について、人事給与システムへ修正登録を行った。今後は、時間外勤務手当に関する規則に基づく事務手続が適切に行われるよう、担当職員に周知徹底を図るとともに、関連通知等の内容をその都度確認し、再発防止に努める。</p>

監査対象所属	県民生活部 中北地域県民センター	
監査対象期間	平成29年7月～平成30年6月	
監査実施日	平成30年9月21日、10月19日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>(指導事項)</b> 3件（給与1、契約1、収入1）</p> <p>1) 派遣市町村研修職員の時間外勤務手当及び特殊勤務手当にかかる所得税について、平成29年度に納付すべきところ平成30年度に納付されており、過年度支出となっていた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>派遣市町村研修職員の時間外勤務手当等の支給は、平成29年度からの業務であり、事務手続きについては、本庁出納局会計課への確認等を行った上で処理したが、所得税の納付は県職員と同様に、本庁出納局会計課において自動的に処理されるとの思い込みが担当者であったことから、納付についての確認を行わなかったことにより生じたものである。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>同様の誤りが発生しないよう、組織として次のとおり再発防止策を講じた。</p> <p>①会計事務に関する疑義等の照会を行う場合には、内容が明確にわかるよう書面・メールでの照会を原則とし、担当内への情報共有も合わせて行うことを徹底した。</p> <p>②会計事務処理マニュアル等を活用した研修等を実施し、会計事務に関する知識の向上</p>

<p>2) 長期継続契約の対象となる緊急地震速報情報提供業務委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていなかった。</p> <p>3) 「行政文書の写しの交付」に係る現金収納事務において、次のとおり不適切な処理があった。</p> <p>①現金領収書の金額を誤り、本来は「書損」として処理すべきところ、二重線で金額を訂正した領収書を相手に交付しているものがあつた。また、原符は、訂正前の金額のままとなつていた。</p> <p>②それに係る「交付申出書」の職員記載欄への記載がなかった。</p>	<p>を図つた。</p> <p>③根拠規定等の確認を怠らないようにするため、従来実施している支出関係のチェック表での担当者チェックに加え、担当者以外の職員（リーダー以下の職員）によるチェックを加えることで、チェック体制を強化した。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>本件は、平成23年4月に消防防災課から同契約業務が移管された際、単年度契約であつたため、以降、単年度契約として締結しており、長期継続契約としての認識がなく、出納局長との協議は行つていなかったものである。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>緊急地震速報の受信機器は、すでに耐用年数を経過し、故障の可能性も高く長期継続契約になじまないため、単年度契約をする場合に要する出納局長への協議を行つた。</p> <p>今後、事務に係る規則や運用通知等の一層の確認の徹底を図るとともに、事務引継書等にも留意点として明記するなど、事務が適正に遂行されるよう事務改善を行つた。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)</p> <p>本件は、行政文書の写しの交付に係る現金収納の事務処理について、担当した職員はもとより所属内での理解・認識が不十分であつたことから生じたものである。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>現金収納時の事務処理手順について所属内であらためて確認し、同様のミスを繰り返さないよう、次のとおり再発防止策を講じた。</p> <p>①財務規則や会計事務関係書類を関係職員に配布し、不明点は互いに質問し合う等、理解を深めるよう徹底した。</p> <p>②受付時、交付枚数や金額を複数職員で確認することとした。</p> <p>③現金領収済通知書等を回覧する際、行政文書の写しの交付申出書と金額に齟齬がないかな等を慎重に確認することとした。</p>
--	---

監査対象所属	県民生活部 峡東地域県民センター
監査対象期間	平成29年7月～平成30年6月
監査実施日	平成30年9月27日、10月22日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 2件（給与1、契約1）</p> <p>1) 通勤手当の認定において、次のとおり、不適切な事務処理があつた。</p> <p>①認定額の誤りについて、人事給与システ</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>①7月の手当確認時に判明したバスによる通勤手当の認定額の誤りについて、通勤手当</p>

<p>ムでは修正されていたが、通勤届の決定事項欄の通勤手当額が修正されていないものがあった。</p> <p>②高速道路を利用して通勤する者について、通勤届の「新幹線鉄道等を利用する職員」の欄が未記入のまま認定されているものがあった。</p> <p>③自動車等に係る通勤手当額の改定については、人事委員会の「通勤手当の支給について（通知）」第8第3項により、通勤手当認定簿に必要事項を記入して所属長の決定を得るか、又は人事給与システムに登録し、出力した通勤手当登録結果確認票により所属長の決定を得ることとされているが、当該手続きが行われていないものがあった。</p> <p>2) 長期継続契約の対象となる緊急地震速報情報提供業務委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていなかった。</p>	<p>認定簿の手当額を修正せずに、人事給与システムで修正を行ってしまった。</p> <p>②高速道路を利用して通勤する者について、通勤届の「新幹線鉄道等を利用する職員」の欄への記入を求めないまま受理してしまい、本人から提出された通勤届の補助様式（高速道路等を利用する場合の適否判定を行う附票）で判断し認定してしまった。</p> <p>③自動車等に係る通勤手当額の改定について、情報政策課による認定データをもとに出力した通勤手当登録結果確認票により所属長の決定を得る手続きを失念していた。（今後の対応策等）</p> <p>①該当者に係る通勤手当認定簿を修正済み。今後は、通勤手当認定簿における修正後に人事給与システムで認定入力する。</p> <p>②該当者に係る通勤届の該当欄に記載をしてもらった。今後は、通勤届受理時に記入を確認し、併せて附票で適否の判定を行う。</p> <p>③平成30年度分については、速やかに処理を行った。今後は、人事課が発出する「交通用具に係る通勤手当額の改定について」の通知内容をひとつひとつ確認しながら、実施すべき事務処理を確実に行う。</p> <p>2)（発生原因の検証結果）</p> <p>平成23年4月に消防防災課から保管転換されていた時点で単年度による契約であったため、これを踏襲し、長期継続契約の認識がないまま協議を行ってこなかった。（今後の対応策等）</p> <p>緊急地震速報を受信するための機器は、すでに耐用年数を経過し故障の可能性が高いことから長期継続契約になじまない。</p> <p>このため、出納局長への協議を行い、平成31年度以降も単年度の契約によることとした。</p>
---	---

監査対象所属	県民生活部 峡南地域県民センター
監査対象期間	平成29年7月～平成30年6月
監査実施日	平成30年9月19日、9月20日、10月25日
監査の結果	講じた措置
<p><b>（指導事項）</b> 1件（契約1）</p> <p>1) 長期継続契約の対象となる緊急地震速報情報提供業務委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていなかった。</p>	<p>1)（発生原因の検証結果）</p> <p>平成23年4月に消防防災課から保管転換されていた時点で単年度による契約であったため、これを踏襲し、長期継続契約の認識がないまま協議を行ってこなかった。（今後の対応策等）</p>

	<p>緊急地震速報を受信するための機器は、すでに耐用年数を経過し故障の可能性が高いことから長期継続契約になじまない。</p> <p>このため、出納局への協議により、平成31年度以降は単年度の契約によることとする。</p>
--	--

監査対象所属	県民生活部 富士・東部地域県民センター
監査対象期間	平成29年7月～平成30年6月
監査実施日	平成30年9月26日、10月23日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 1件 (契約1)</p> <p>1) 長期継続契約の対象となる緊急地震速報情報提供業務委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>受信機器は、平成22年に防災局の買い取りにより導入し、平成23年度から当事務所の管理となり、単年度契約で情報提供の役務サービスを受けている。</p> <p>受信機器を移管する際、防災局との引き継ぎにおいて連絡・調整不足であったため、当該機器が長期継続契約の対象になるという認識がなかったことが原因である。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>受信機器は6年の耐用年数が経過しており、故障の懸念があるため、今後3年間の長期継続契約は適当でないので、明年度以降については、単年度契約を行うための出納局長への協議を行い、承認を得た。</p>

監査対象所属	県民生活部 県民生活センター
監査対象期間	平成29年7月～平成30年10月
監査実施日	平成31年1月7日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 1件 (財産1)</p> <p>1) 行政財産使用に伴う必要経費を負担させる場合には、使用許可指令書に必要経費の負担に関する条項を付け加えることとされているが、当該条項が付加されていないものがあつた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>使用許可指令書に記載する事項の確認が不十分であつた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>必要経費の負担に関する条項を付け加えた使用許可指令書を再度作成し、使用許可申請者へ送付した。今後は「山梨県公有財産事務取扱規則」「行政財産の目的外使用許可事務取扱要領」等を確認するなど十分注意を払い、適正な事務の執行に努める。</p>

監査対象所属	県民生活部 富士山科学研究所
監査対象期間	平成29年8月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月2日、10月31日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 2件（給与2）</p> <p>1) 社会保険料に係る雑部金の出納に誤りがあり、残高に過不足が生じていた。</p> <p>2) 通勤手当に係る高速道路の利用状況報告において、該当者に当該月の高速道路料金の利用明細を提出させ確認をしていなかった。確認後、往路と復路の利用区間が相違していたことが判明したことにより、通勤手当が過大に支給されているものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>雑部金の出納処理及び手続に対する理解が不十分であった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>雑部金の過不足について人事給与システムにて修正入力を行い、調整を実施した。併せて、雑部金に係る事務手続きについて、法規、通知等により取扱いを再確認し、適正な事務処理を行う。併せて、複数でのチェックを再徹底する。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>通勤手当に係る高速道路利用要件等の制度及び事務手続に対する理解が不十分であった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>毎月の高速道路利用状況報告について、利用明細の確認など所内での複数職員によるチェックを経た後に人事課へ提出することを徹底した。また、高速道路を使用しなかったことに伴い過大に支給されていた区間の高速道路利用料金の返還のため、金額等について人事課と協議し、返還手続きを行った。通勤手当に係る高速利用状況の事務手続きについて、通知等により取扱いを再確認し、適正な事務処理を行う。</p>

監査対象所属	リニア交通局 リニア用地事務所
監査対象期間	平成29年8月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月5日、11月9日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指摘事項)</b> 1件（給与1）</p> <p>1) 通勤手当の認定において、バスを利用するものとして通勤手当額が決定されていたが、通勤実態が通勤届と異なることが常態化した時点で通勤方法を変更する通勤届を提出すべきところ、その提出が遅れ、通勤手当が過大に支給されていた。</p> <p>(合計 126,540円)</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>該当職員は、自宅から乗車駅までバスを利用するものとして通勤届を提出していたが、実際には親族の介護の都合から、乗車駅まで配偶者が運転する車に同乗することが常態といわざるを得ない状況となっていたにもかかわらず、通勤方法を変更する通勤届を提出していなかった。</p>

	<p>また、リニア用地事務所においては、平成30年8月の手当確認時に、直近のパスモへの入金を領収書で確認したが、バスの利用履歴の確認までは行わなかったため、通勤届と通勤実態が相違していることの判明が遅れた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>バスの利用履歴が確認できなかった平成29年10月から平成30年8月までのバス利用に係る通勤手当の認定を取り消し、過大支給分については平成30年12月19日までに全額返還させた。</p> <p>通勤方法がバス（パスモ利用）として通勤手当の認定を受けている職員については、積増し時の領収書の保管を指示するとともに、定期的に利用履歴明細書を提出させ、利用の実態を確認することとした。</p>
--	--

監査対象所属	総務部 総合県税事務所																																			
監査対象期間	平成29年9月～平成30年8月																																			
監査実施日	平成30年11月6日、12月14日																																			
監査の結果		講じた措置																																		
<p><b>(指導事項)</b> 1件（収入1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p style="text-align: right;">単位：円</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>平成29年度決算時</th> <th>平成30年10月末現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>間接税</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ゴルフ場利用税</td> <td style="text-align: right;">8,388,029</td> <td style="text-align: right;">8,388,029</td> </tr> <tr> <td>直接税</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>個人県民税</td> <td style="text-align: right;">1,067,454,323</td> <td style="text-align: right;">868,646,415</td> </tr> <tr> <td>法人県民税</td> <td style="text-align: right;">19,040,243</td> <td style="text-align: right;">13,770,561</td> </tr> <tr> <td>個人事業税</td> <td style="text-align: right;">31,583,361</td> <td style="text-align: right;">22,441,753</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td style="text-align: right;">43,862,756</td> <td style="text-align: right;">34,963,233</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税</td> <td style="text-align: right;">218,259,773</td> <td style="text-align: right;">198,942,246</td> </tr> <tr> <td>自動車税</td> <td style="text-align: right;">130,046,092</td> <td style="text-align: right;">84,545,462</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">1,518,634,577</td> <td style="text-align: right;">1,231,697,699</td> </tr> </tbody> </table>		科目	平成29年度決算時	平成30年10月末現在	間接税			ゴルフ場利用税	8,388,029	8,388,029	直接税			個人県民税	1,067,454,323	868,646,415	法人県民税	19,040,243	13,770,561	個人事業税	31,583,361	22,441,753	法人事業税	43,862,756	34,963,233	不動産取得税	218,259,773	198,942,246	自動車税	130,046,092	84,545,462	合計	1,518,634,577	1,231,697,699	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>毎年度策定している「税収確保対策」に基づき、徴収率向上と滞納額縮減を目標に掲げ、職員一丸となって次のとおり取り組んでいる。</p> <p>①課税段階の対策としては、円滑な納税を促進するために、電話や文書により課税内容の説明を行うとともに、特に件数の多い自動車税では、コンビニ収納の利用拡大や時間外電話相談の実施など、納税環境の充実に努めている。</p> <p>また、未納者に対しては、督促状発付前に電話等で早期納税を促すとともに、資金繰りや経営状況などの情報を収集して徴収部門と連携を図るなど、早期の対応を図っている。</p> <p>②滞納者への対策としては、早めに文書催告を行うとともに、徹底した財産調査による差し押さえと迅速な換価、インターネット公売、不動産公売の実施など、滞納整理の一層の強化に努めている。</p> <p>特に、高額滞納者への搜索を積極的に実施し、滞納繰越額の更なる圧縮に取り組んでいる。</p> <p>③県税の滞納繰越額の約8割を占める個人県</p>	
科目	平成29年度決算時	平成30年10月末現在																																		
間接税																																				
ゴルフ場利用税	8,388,029	8,388,029																																		
直接税																																				
個人県民税	1,067,454,323	868,646,415																																		
法人県民税	19,040,243	13,770,561																																		
個人事業税	31,583,361	22,441,753																																		
法人事業税	43,862,756	34,963,233																																		
不動産取得税	218,259,773	198,942,246																																		
自動車税	130,046,092	84,545,462																																		
合計	1,518,634,577	1,231,697,699																																		

	<p>民税の徴収対策</p> <p>徴取引継ぎによる直接徴収（地方税法第48条の規定により、県が市町村から個人県民税の徴収の引継ぎを受け、直接滞納整理を行う。）</p> <p>④市町村の徴収力の強化</p> <p>ア 総合県税事務所職員の市町村への常駐派遣（派遣先市町村の滞納整理の推進、徴収体制の整備等を行う。）</p> <p>イ 市町村職員の総合県税事務所への派遣（総合県税事務所職員の指導を受けながら派遣元市町村の個人住民税の滞納整理を行う。）</p> <p>ウ 合同徴収事務研修、共同文書催告、合同搜索、合同公売</p> <p>⑤平成29年度から実施している新規事業</p> <p>ア 総合県税事務所職員の市町村への随時派遣（旅行による派遣。搜索、公売、困難案件の滞納整理等各市町村の課題に応じた支援を行う。）</p> <p>イ 徴収嘱託による直接徴収（地方税法第20条の4の規定により、県が市町村から課税市町村外に住所を有する者等に係る徴収の嘱託を受け、直接滞納整理を行う。）</p> <p>③から⑤で記載した対策等は、山梨県地方税滞納整理推進機構の事業（第4期 H29～31）として位置づけられている。</p>
--	---

監査対象所属	福祉保健部 中北保健福祉事務所（本所）
監査対象期間	平成29年7月～平成30年8月
監査実施日	平成30年11月8日、平成31年1月22日
監査の結果	講じた措置
<p><b>（指導事項）</b> 1件（収入1）</p> <p>1）歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[一般会計]</p> <p>①父子福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 先数 4 件 5,648,800円</p> <p>②雑入（犬の抑留に係る返還手数料） 過年度分 先数 1 件 43,650円</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 70,881,423円 平成30年度分 471,906円 合計 先数 127 件 71,353,329円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 先数 14 件 330,380円</p>	<p>1）（今後の対応策等）</p> <p>福祉資金の未収金については、長期未償還者や高額滞納者を取組強化対象者としてリストアップし、重点的に償還指導を行った。訪問、手紙、電話、来所、住所調査等の措置を講じ、滞納者や連帯保証人への接触を図るなど未収金回収に取り組んだ。今後も滞納者の個々の状況に応じたきめ細かな償還指導を行う。</p> <p>また、犬の抑留返還手数料については、引き続き、定期的に訪問、電話等を行うことにより、返還計画書に基づき返還指導を行う。</p> <p>監査日から平成31年2月末日現在までの収納状況は次のとおり。</p>

<p>③寡婦福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 先数 12 件 7,863,003円</p> <p>④寡婦福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 先数 3 件 223,998円</p> <p>⑤母子福祉資金貸付金違約金 過年度分 先数 1 件 5,369円</p>	<p>[一般会計]</p> <p>①父子福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 先数 4 件 5,620,800 円 （収納済 28,000 円）</p> <p>②雑入（犬の抑留返還手数料） 過年度分 先数 1 件 27,650 円 （収納済 16,000 円）</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 67,993,053 円 （収納済 2,888,370 円） 平成 30 年度分 428,991 円 （収納済 42,915 円） 合計 先数 114 件 68,422,044 円 （収納済 2,931,285 円）</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 先数 14 件 329,827 円 （収納済 553 円）</p> <p>③寡婦福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 先数 12 件 7,657,839 円 （収納済 205,164 円）</p> <p>④寡婦福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 先数 3 件 223,998 円 （収納なし）</p> <p>⑤母子福祉資金貸付金違約金 過年度分 先数 1 件 5,369 円 （収納なし）</p>
--	--

監査対象所属	福祉保健部 中北保健福祉事務所（峡北支所）	
監査対象期間	平成 29 年 7 月～平成 30 年 8 月	
監査実施日	平成 30 年 11 月 20 日、平成 31 年 1 月 16 日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>（指導事項）</b> 1 件（収入 1）</p> <p>1）診療所開設許可手数料について、収入証紙消印実績簿に登載されていないものがあった。</p>	<p>1）（発生原因の検証結果）</p> <p>診療所開設許可担当者から証紙担当者へ証紙の添付された申請書の写しを渡す際に漏れがあったため、入力を失念した。</p> <p>（今後の対応策等）</p> <p>財務会計システムに入力可能な時期は過ぎていたため、収入証紙消印実績調書を作成し、保管した。</p> <p>今後は収入証紙消印実績を財務会計システムに入力し、起案を行う際には当該業務担当者も文書管理システムの参照者欄に設定することで、決裁の際に消印件数に過不足がないか確認を行うこととし、再発防止に努める。</p>



監査対象所属	福祉保健部 峡東保健福祉事務所
監査対象期間	平成29年7月～平成30年8月
監査実施日	平成30年11月13日、12月17日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 1件(収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分 5,449,552円 平成30年度分 189,975円 合計 先数12件 5,639,527円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金(利子) 過年度分 先数1件 98,321円</p> <p>③寡婦福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分 先数1件 743,400円</p>	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>母子・寡婦・父子福祉資金の収入未済については、郵送、電話、訪問等により滞納者の収入や生活等の現況確認を行い、今後の償還計画を作成し、現金収納又は納付書により毎月償還するよう指導を行っている。所在不明の滞納者については、償還指導継続のため、住民票等の確認により所在の調査を実施している。</p> <p>また、失業等により収入が少なく償還困難なケースについては、市、ハローワーク、フードバンク等と連携し、就業や生活支援を行っている。</p> <p>○収入未済の状況(H31.2.28現在) ※( )の金額は、予備監査後からH31.2.28までの収納額</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分 5,119,825円 平成30年度分 189,975円 合計 先数11件 5,309,800円 (過年度分329,727円 平成30年度分0円)</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金(利子) 過年度分 先数1件 98,321円 (過年度分0円)</p> <p>③寡婦福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分 先数1件 672,600円 (過年度分70,800円)</p>

監査対象所属	福祉保健部 峡南保健福祉事務所
監査対象期間	平成29年7月～平成30年8月
監査実施日	平成30年11月16日、12月21日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 1件(収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[一般会計]</p> <p>①生活保護費返還金 過年度分 13,819,393円 平成30年度分 615,258円 合計 先数30件 14,434,651円</p>	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>指導事項に係る収入未済額については、次の措置を講じており、引き続き収入未済額の縮小に向けた取り組みを強化していく。</p> <p>[一般会計]</p> <p>①生活保護費返還金については、平成18年度の出先機関の再編により他所から当事務</p>

[特別会計]

- ①母子福祉資金償還金（元金）
  - 過年度分 4,251,043円
  - 平成30年度分 337,782円
  - 合計 先数16件 4,588,825円
- ②母子福祉資金償還金（利子）
  - 過年度分 先数2件 87,412円
- ③寡婦福祉資金償還金（元金）
  - 過年度分 3,218円
  - 平成30年度分 12,872円
  - 合計 先数1件 16,090円

所へ引き継がれた債権もある中、過年度分の債権から回収に努めている。回収可能な債権については分納等により毎月納付書を送付し回収に努めているが、回収が困難な債権については債務者の現状を把握するとともに、訪問調査などにより債務者の理解が得られるよう説明し、債権回収に当たっている。

今年度中の収入未済額の回収状況は次のとおりである。

(平成31年2月末日現在)

- ・過年度分収入未済額 先数 25 件  
13,632,393円 → 187,000円減
- ・現年度分収入未済額 先数 12 件  
1,056,214円 → 440,956円増

[特別会計]

母子福祉資金の対象者に対しては、来庁を促しての償還指導や自宅訪問による償還指導を行い、債務承認書の徴収や分納による償還を促すとともに、状況に応じて連帯保証人に連絡し、償還状況を説明するなど指導の強化を講じている。

①母子福祉資金貸付金償還金（元金）

母子福祉資金貸付金（元金）の収入未済については、償還計画の履行が困難となった償還者に対しては、面談による償還指導を行っている。また、必要に応じ分納等の指導を行い「支払計画書」を徴している。

今年度中の回収状況は次のとおりである。

(平成31年2月末日現在)

- ・過年度分未収金 先数 6 件  
4,198,379円 → 52,664円減
- ・現年度分未収金 先数 7 件  
285,282円 → 52,500円減

※未納者に対しては、少額ながらも分納をさせているケースが多く、本来の予定償還期限が逐次到来するため、その分未収金は蓄積せざるを得ない状況である。

②母子福祉資金貸付金償還金（利子）

母子福祉資金（利子）の収入未済については、先数2件のうち、1件は自己破産による納付免除となっており、1件は元金を先に分納している。

(平成31年2月末日現在)

- ・利子 87,412円 → 増減0円

③寡婦福祉資金償還金（元金）

DVによる被害者であり、訪問等により償還を促しているが、なかなか生活の見通

	しが立たたず、未収金が発生している状況である。 (平成31年2月末日現在) ・過年度分未収金 先数1件 3,218円 → 増減0円 ・現年度分未収金 先数1件 12,872円 → 増減0円
--	---

監査対象所属	福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所
監査対象期間	平成29年7月～平成30年8月
監査実施日	平成30年11月14日、平成31年1月18日

監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項) 1件 (収入1)</b></p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[一般会計]</p> <p>①生活保護費返還金</p> <p>過年度分 23,033,545円          平成30年度分 478,540円          合計 先数 25件 23,512,085円</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金 (元金)</p> <p>過年度分 18,523,628円          平成30年度分 1,162,752円          合計 先数 35件 19,686,380円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金 (利子)</p> <p>過年度分 219,949円          平成30年度分 811円          合計 先数 11件 220,760円</p> <p>③寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)</p> <p>過年度分 2,345,943円          平成30年度分 64,000円          合計 先数 4件 2,409,943円</p> <p>④寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子)</p> <p>過年度分 先数 4件 94,645円</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>生活保護については、生活保護法第63条又は第78条に基づく費用返還等が生じたため。</p> <p>貸付金については、償還能力が低い人に対して貸付けを行っていることから、借受人の収入の変化や病気で就労困難となった場合などに収入未済となるケースが多い。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>生活保護費については、保護開始時及び定期的な世帯訪問時に収入申告の必要性を被保護者に十分に説明の上、保護費返還の発生を抑えるとともに、保護費を支給しているときには返還金との相殺を行って回収を図る。</p> <p>貸付金については、相談時に償還月額について説明し、連帯借受人や連帯保証人がいる場合は、借用証書を取り交わす際等に面談し、強力に償還の意識付けをする。現在の滞納債権については、連帯保証人を含めた償還指導を継続して行う。</p> <p>○収入未済の状況          (平成31年3月28日現在)</p> <p>[一般会計]</p> <p>①生活保護費返還金</p> <p>過年度分 22,711,656円          (収納済 321,889円)          平成30年度分 448,643円          (収納済 29,897円)          合計 先数 23件 23,160,299円          (収納済 351,786円)</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金 (元金)</p> <p>過年度分 17,216,986円          (収納済 1,306,642円)</p>

	<p>平成 30 年度分 956,439 円 (収納済 206,313 円)</p> <p>合計 先数 32 件 18,173,425 円 (収納済 1,512,955 円)</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金 (利子)</p> <p>過年度分 219,613 円 (収納済 336 円)</p> <p>平成 30 年度分 720 円 (収納済 91 円)</p> <p>合計 先数 11 件 220,333 円 (収納済 427 円)</p> <p>③寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)</p> <p>過年度分 2,290,943 円 (収納済 55,000 円)</p> <p>平成 30 年度分 0 円 (収納済 64,000 円)</p> <p>合計 先数 4 件 2,290,943 円 (収納済 119,000 円)</p> <p>④寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子)</p> <p>過年度分 先数 4 件 94,645 円 (収納済 0 円)</p>
--	---

監査対象所属	福祉保健部 都留児童相談所
監査対象期間	平成 29 年 9 月～平成 30 年 8 月
監査実施日	平成 30 年 11 月 22 日、12 月 26 日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 4 件 (収入 1、給与 2、契約 1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 児童入所施設等措置費に係る過払い分の返還金 過年度分 先数 1 件 84,280 円</p> <p>2) 扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養親族簿による認定・確認が行われていないものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>平成 19 年 9 月、10 月に支出した一時保護委託費について、一般の児童養護施設へは被虐待児加算が付けられるが、制度的に里親へは付けられないということを当時の担当者が十分理解していなかったため本事案が発生した。</p> <p>平成 22 年度に過払い事案が判明したが、所在不明ということもあり、債務者と連絡がとれなかった。平成 24 年度に再度確認したところ、債務者と連絡がとれ、その時点より返還督促を実施しているが、当時受領した委託費は、すべて受託児童のために支出したため残っていないので返す義務はないとの理由で返還はされていない。 (今後の対応策等)</p> <p>平成 29 年度末に時効が成立し、平成 31 年 3 月 29 日不納欠損の処理済である。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>支給額改定時の確認不足により、本事案が発生した。</p>

<p>3) 児童手当について、職権に基づく支給額の改定処理において、児童手当事務取扱要領第5条に定める額改定通知書の作成及び受給者への交付を行っていないものがあり、また、当該改定分については、改定後の支給額が受給者台帳に記されていないかった。</p> <p>4) 産業廃棄物収集・運搬委託契約及び産業廃棄物処理委託契約は、単価契約ではないが、契約書に規定する委託金額の記載が、単価契約のものとなっていた。また、産業廃棄物処理委託契約については、違約金額の記載についても単価契約のものとなっていた。</p>	<p>(今後の対応策等) 直ちに扶養親族簿により認定、確認を行った。 今後は、扶養手当受給者の一覧を作成し、事務処理について適正に執行する。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 担当者の確認不足により、本事案が発生した。 (今後の対応策等) 直ちに額改定通知書を該当職員に送付するとともに、受給者台帳についても正しく記載した。 今後は、児童手当事務取扱要領に基づく事務手続を確実に行うよう事務処理を進める。</p> <p>4) (発生原因の検証結果) 従来から使用していた契約書の見直しを行わず使用していたため、本事案が発生した。 (今後の対応策等) 今後は、年に複数回実施することとし、処理1回分の金額による単価契約とする。</p>
--	---

監査対象所属	福祉保健部 甲陽学園
監査対象期間	平成29年9月～平成30年8月
監査実施日	平成30年11月20日、12月26日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 2件 (収入2)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 児童福祉施設費負担金 過年度分 先数 2件 183,593円</p> <p>2) 直接収納の取扱いについては、財務規則第44条第2項関係運用通知に定められているが、現金収納の取扱方法に、次のとおり不備があった。 ①現金領収簿の表紙に、その交付及び返還の年月日、使用者の職氏名、書損枚数、残枚数等を記載することとされているが、記載されていないかった。 ②簿冊は年度又はそれぞれの現金収納員ご</p>	<p>1) (今後の対応策等) 児童福祉施設費負担金については、山梨県債権管理回収処理マニュアルに基づき、文書、電話、訪問により回収に努めており、債権者の生活状況によっては分割納付を指導し、計画的な回収に努めている。 納期限を過ぎても納付が確認できないものについては、速やかに督促状を発付し、適正な債権管理を図る。 ※平成30年度収入未済額 (平成31年2月末現在) 過年度分 先数 2件 155,593円</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 現金領収簿の取扱いについて、年度ごとに交付及び返還を行うという認識がなく、平成29年度の現金領収簿を平成30年度に引き続き使用していた。また、書損の用紙について、所定の処理を行っていないかった。 (今後の対応策等) 予備監査終了後、同日中に平成30年度分について新たな現金領収簿の交付を受け、現金領</p>



<p>2) 障害児入所給付費について、当該児童が当センターに入所した平成25年度以降、受給者証を発行している東京都へ給付費を請求すべきところ、山梨県への請求に含めて報告したため、請求先相違による東京都への請求もれが発生、また、当該児童の負担金額算定にあたり、重度障害児支援加算について、平成25・26年度に算入もれが発生していたため、平成30年度に請求を行い、過年度収入されていた。</p>	<p style="text-align: right;">(収納済 159,006 円)</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>障害児入所給付費について、本県以外の入所児童を見逃し、全て本県の受給者証所持児童として管理してしまい、その後も確認が不十分であったことから、誤った認識に基づいた給付費の請求が続いてしまった。また、重度障害児支援加算についても、確認が不十分であったことによる。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>障害児入所給付費にかかる制度や仕組みについて、関係職員間(所内幹部職員・本庁障害福祉課職員等も含む)での情報共有を行う。特に、新たに入所する障害児者については、受給者証の情報を確認するとともに、取扱いについて事業所管課である障害福祉課とも確認していく。併せて、今回の事案について幹部職員・担当職員は確実に後任の者に引継ぎを行う。</p>
---	---

監査対象所属	福祉保健部 育精福祉センター	
監査対象期間	平成29年9月～平成30年8月	
監査実施日	平成30年11月21日、平成31年1月17日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>(指導事項)</b> 1件(収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①児童福祉施設費負担金</p> <p>過年度分 2,261,461円</p> <p>平成30年度分 121,435円</p> <p>合計 先数 14件 2,382,896円</p> <p>②育精福祉センター使用料</p> <p>過年度分 先数 1件 349,700円</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>監査日から平成31年3月19日現在までの状況は次のとおり。</p> <p>①児童福祉施設費負担金</p> <p>過年度分 2,243,461円</p> <p>平成30年度分 105,735円</p> <p>合計 先数 12件 2,349,196円</p> <p>②育精福祉センター使用料</p> <p>過年度分 先数 1件 349,700円</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>督促状発付はもとより、入所児童の家庭状況等に配慮しながら、電話連絡、来所の際の面談、催告文書の送付などの取組を今後とも続けていく。</p>

監査対象所属	福祉保健部 富士ふれあいセンター	
監査対象期間	平成29年11月～平成30年8月	
監査実施日	平成30年11月7日、平成31年1月21日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>(指導事項)</b> 2件(重点1、財産1)</p> <p>1) 購入したはがきについて、財務規則第243条に規定する郵便切手類受払簿に受</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>担当者の理解不足により郵便切手類受払簿</p>

<p>払が登載されていなかった。</p> <p>2) 借受財産である土地の借受料に変更があったが、公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める移動報告が行われていなかった。</p>	<p>にはがきの受払が登載されていなかった。 (今後の対応策等)</p> <p>郵便切手類受払簿にはがきの受払を登載した。今後は、郵便切手受払簿の確認項目を記載したチェック表により、担当者及び物品取扱者がチェックを行う。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>借受財産である土地の借受料に変更があったが、失念により移動報告が行われていなかった。 (今後の対応策等)</p> <p>公有財産事務取扱規則を熟知するとともに、総務事務の年間計画を作成するなど誤りのない事務に努める。</p>
---	--

監査対象所属	福祉保健部 食肉衛生検査所
監査対象期間	平成29年11月～平成30年8月
監査実施日	平成30年11月27日、平成31年1月24日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指摘事項)</b> 1件 (財産1)</p> <p>1) 平成29年12月18日の火災報知設備等保守点検業務委託の結果、消火器具及び自動火災報知設備に不良箇所があることが判明したが、消防法第8条の規定による防火管理上必要な整備が行われていないものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>消防法の規定を正しく理解しておらず、即時対応が必要であるという認識がなかった。また、防火管理者による確認も不十分であった。 (今後の対応策等)</p> <p>自動火災報知設備の不良箇所を整備した。また、指摘を受けた消火器の交換を実施し、使用期限が残り少ないものについても併せて交換を行った。</p> <p>消火器具の管理を徹底するため、有効期限や配置箇所を明示した設置箇所等管理簿を作成した。今後は、必要な措置を速やかに行うとともに、防火管理者による状況確認を確実にし再発防止に努める。</p>

監査対象所属	森林環境部 森林総合研究所
監査対象期間	平成29年8月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月31日、12月21日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 1件 (財産1)</p> <p>1) 特別高圧電力線の線下敷に係る行政財産使用料の算定において、当該土地の1平方メートル当たりの価格(円未満切り捨て)を算出後に阻害率を乗ずべきところ、土地1平方メートル当たりの価格の端数処理が行われなかったため、使用料が過大となっ</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>「行政財産使用料の算定について(通達)」の中で、当該土地の1㎡あたりの価格の円未満の端数処理について、「1円未満の端数は切り捨てる」と定められていることを見落とししていたことによる。</p>



ていた。	(今後の対応策等) 正しい使用料を算定し、相手方に通知するとともに、過大に徴収した使用料については、請求があったものについて還付した。
------	--

監査対象所属	産業労働部 山梨県産業技術センター
監査対象期間	平成29年8月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月17日、11月21日
監査の結果	
講じた措置	
<b>(指導事項)</b> 1件(支出1) 1) 高速道路通行料を直払いにより資金前渡していたが、印鑑届送付簿に所定の事項の記載及び押印がされていなかった。	1) (発生原因の検証結果) 印鑑届送付簿の取扱いが十分周知されていなかった。 (今後の対応策等) 印鑑届送付簿の取扱いについて所属内で周知をした。 また、今後は、複数人の職員で書類に不備がないか確認を行う。

監査対象所属	産業労働部 産業技術短期大学校
監査対象期間	平成29年8月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月30日、11月30日
監査の結果	
講じた措置	
<b>(指導事項)</b> 1件(収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 授業料 過年度分 先数 1件 735,000円	1) (今後の対応策等) 文書や臨戸による催告を繰り返しているが納付されなかった。予備監査時点で、735,000円であった未収金は、平成30年度末で次のとおり。 授業料 過年度分 先数1件 735,000円 今後も文書等による催告や定期的な訪問を行い、継続して未収金の回収に努める。

監査対象所属	産業労働部 峡南高等技術専門校
監査対象期間	平成29年11月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月18日、11月29日
監査の結果	
講じた措置	
<b>(指導事項)</b> 2件(財産1、契約1) 1) 行政財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に規定する移動報告が行われていないものがあった。	1) (発生原因の検証結果) これまで見落とされていた行政財産の使用があり、その新規使用許可と使用期間満了後の継続使用許可の手続きは行っていたが、公有財産の移動報告を失念していた。 (今後の対応策等) 直ちに貸付(使用許可)移動報告書を幹事課経由にて財産管理課へ提出した。今後は事務処理の執行には十分に注意を払うとともに

<p>2) 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約において、契約保証金を免除していたが、契約書に契約保証金免除条項及び契約解除に関する違約金条項が設けられていなかった。</p>	<p>に、引継ぎを確実にを行い再発防止に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>従前からの契約書に山梨県財務規則に定められた契約保証金免除条項及び契約解除に関する違約金条項必要事項が設けられていないことに気づかず契約していた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに、これまでの契約書と山梨県財務規則とを精査し他の所属の契約書も参考とし、平成30年度の契約からは全ての条項が設けられた契約書にて契約することとした。</p>
---	---

監査対象所属	農政部 西部家畜保健衛生所
監査対象期間	平成29年11月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月12日、11月13日
監査の結果	
(指導事項) 1件 (給与1)	講じた措置
<p>1) 扶養手当の認定において、手当額が改定されていたが、扶養親族簿による認定・確認がされていないものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>平成30年4月1日から施行された「扶養手当額の改定」に関して、当該職員の手当額が改定されたことを把握していたにもかかわらず、改定額を認定及び確認した旨を扶養親族簿へ記載することを失念してしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今後は、扶養手当額が改定されるたびに、当該職員の手当額を認定及び確認するとともに、扶養親族簿中の「認定(確認)欄」に押印する。</p>

監査対象所属	農政部 畜産酪農技術センター
監査対象期間	平成29年8月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月16日、11月21日
監査の結果	
(指導事項) 3件 (収入1、支出1、物品1)	講じた措置
<p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①家畜用飼料の単価供給契約不履行に伴う違約金</p> <p>過年度分 先数 1件 250,722円</p> <p>②生産物売払い収入</p> <p>平成30年度分 先数 1件 9,990円</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>①当該契約業者が平成29年5月31日に事業停止となり、債務履行不能となったことが原因であるが、当該契約業者は既に支払能力を有しておらず、収入未済となっているものである。</p> <p>②納入者が到着した納入通知書を紛失してしまい、その後納付を失念してしまった。また、当センター担当者も未収金が生じていることの確認を怠ったことによる。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>①平成29年6月7日に契約解除通知を発付するとともに同年6月14日に違約金の納</p>

<p>2) 機能性資材を用いたブランド鶏卵生産試験に係る分析等委託において、委託料を全額前金払していたが、財務規則第122条に定める検査調書の作成等が行われていなかった。</p> <p>3) 新聞購読料を前金払していたが、完納された際に作成すべき検収調書が、作成されていないものがあった。</p>	<p>入通知書を発付するなど、適正な措置を講じているが、依然として収入未済となっているので、今後も違約金納付について粘り強く催告を続けることで、全額納付されるように努めていく。</p> <p>②予備監査後、直ちに手書き納付書により納付し、現在は収納済みとなっている。今後は、収納状況の確認を密に行っていくと共に未収金が発生した場合は、諸規程に則り債務者に早期納付を促す。また、同様な事案が発生することのないように全体会議等を通じ所員全員に周知を図った。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 前金払であったことから、財務事務処理が終了していたので検査調書作成を失念してしまったことによるもの。 (今後の対応策等) 予備監査終了後、直ちに検査調書を作成した。 今後は、財務処理終了後、関係書類の適切な点検を徹底することを全職員に周知し、事務処理ミスの防止に努める。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 担当者が失念し、検収調書の作成を怠ってしまった。 (今後の対応策等) 監査終了後、直ちに検収を行い調書を作成した。 今後は、新聞購読料等のように、前金払および完納後に検収調書を作成する必要があるものについてリストを作成し、複数の職員で調書作成の有無を確認するとともに、職員への周知徹底を図る。</p>
--	---

監査対象所属	農政部 水産技術センター
監査対象期間	平成29年8月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月11日、11月14日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指摘事項) 1件 (給与1)</b></p> <p>1) 昨年度の定例監査において、扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養親族簿による認定・確認が行われていなかったため、指導事項とした。 今年度の監査でも、扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養親族簿による認定・確認が行われていないものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 平成29年度は、扶養親族簿の出力を失念し、扶養親族簿による認定・確認が行われていなかったため指導事項になった。 平成30年度は指導に基づき、年度当初に扶養親族簿を出力、扶養手当の改正額が適正に反映されていることを確認したところだが、扶養親族簿上で任命権者による認定・確認(任命権者による記名・押印)が必要であるこ</p>

<p><b>(指導事項)</b> 1件 (財産1)</p> <p>1) 取得用地に未登記のものがあった。 過年度分 2筆</p>	<p>とを失念していた。 (今後の対応策等)</p> <p>事務監査の終了後、直ちに任命権者による認定・確認を扶養親族簿上で行うとともに、再発防止のため、次の措置を行った。</p> <p>1) 扶養手当の改定及びその認定について、その事務の始まりから完結までの一連の事務処理を手引き化した。</p> <p>2) 扶養親族簿及び付け合わせ確認に必要な給与基本台帳の出力等について、的確に操作を行い事務処理の効率を上げるよう、人事給与システムの操作手引きを作成した。</p> <p>3) 扶養手当の改定に係る認定・確認の一連の事務処理が手引きに沿って完結しているか否か、書類作成後直ちに複数の職員でチェックする。</p> <p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>未登記2筆は買収当時(昭和47年前後)相続絡みで未登記になっていたものであり、以後も多くの相続人が死亡しており権利関係が錯綜している。 (今後の対応策等)</p> <p>買収から40年余りが経過して状況の把握が非常に困難であるが、未登記の解消に向け権利関係者の調査等を継続して実施する。</p>
--	---

監査対象所属	農政部 総合農業技術センター (病虫害防除所)	
監査対象期間	平成29年8月～平成30年7月	
監査実施日	平成30年10月12日、11月13日	
監査の結果	講じた措置	
<p><b>(指導事項)</b> 1件 (給与1)</p> <p>1) JR使用による旅行において、往復同一区間でかつ片道60.1km以上の乗車賃に対し、往復割引の適用をしていないものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>往復割引が適用される旅行であるかの確認を失念していた。 (今後の対応策等)</p> <p>直ちに過大に支給されていた額のれい入を行った。 今後は、職員へ制度の周知徹底を図るとともに、複数の職員により距離の確認を行う。</p>	

監査対象所属	農政部 果樹試験場	
監査対象期間	平成29年8月～平成30年7月	
監査実施日	平成30年10月5日、11月8日	
監査の結果	講じた措置	
<p><b>(指導事項)</b> 1件 (給与1)</p> <p>1) 特殊勤務手当 (有害薬物取扱手当) につ</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p>	

<p>いて、過大に支給されているものがあつた。</p>	<p>勤務状況システムの特務勤務手当を申請する際に、値を「1」とすべきところ誤って「11」を入力して申請し、決裁者も気付かず承認してしまった。また、集計処理の際に、総務担当者も気づかなかつた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>過払い対象の職員には正しい特務勤務手当(270円)を支給することとし、過大支給分(2,700円)は予備監査翌月の給与において速やかに修正手続きを行った。</p> <p>全職員に対し、勤務状況システムでの特務勤務手当の申請時に、必ず申請内容を確認することを周知徹底した。また、今後は申請承認や集計処理の際に、決裁者、総務担当者が申請内容を相互に確認するなど、適正な事務処理を行う。</p>
-----------------------------	--

監査対象所属	農政部 専門学校農業大学校	
監査対象期間	平成29年8月～平成30年7月	
監査実施日	平成30年10月12日、11月14日	
監査の結果	講じた措置	
<p><b>(指導事項)</b> 1件(収入1)</p> <p>1) 平成30年度入学料について、入学者から現金で収納し任意様式の領収書を交付しているが、財務規則第44条第2項に基づく「現金領収書(第27号様式)」が交付されていなかった。また、入学料に係る現金領収書及び現金払込済書を綴った「現金出納簿」が作成されていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>農業大学校の「入学料徴収」は、平成29年度から設けられた制度であるが、入学式の当日、新入生から現金で「入学料」を徴収するにあたって、財務規則上の取扱いを十分に理解していなかったこともあり、財務規則に基づく「現金領収書」ではなく、任意の様式の領収書を発行して処理してしまった。さらに、財務規則に定める「現金領収済書」及び「現金払込済書」を綴った「現金出納簿」の作成を怠ってしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>平成31年度以降の入学料の事務処理にあたっては、関係職員が「入学料」に関する財務規則の規定を十分理解して事務処理に当たるよう周知徹底を図り、再発防止に努める。また、財務規則に定められた「現金領収書」を作成・交付し、「現金領収済書」及び「現金払込済書」を綴った「現金出納簿」を確実に作成し保管する。</p>	

監査対象所属	県土整備部 中部横断自動車道推進事務所	
監査対象期間	平成29年7月～平成30年7月	
監査実施日	平成30年10月4日～5日、11月9日	

監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 1件（財産1）</p> <p>1) 取得用地に未登記のものがあった。 過年度分 8筆</p>	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>過年度分未登記8筆については相続人多数で、かつ地図混乱等の土地だが、相続人全員の登記承諾を得られ、その他の登記書類も整い手続きを進めた結果、平成31年3月25日付で所有権移転登記が完了した。</p>

監査対象所属	中北教育事務所	
監査対象期間	平成29年10月～平成30年8月	
監査実施日	平成30年11月9日、12月19日	
監査の結果	講じた措置	
<p><b>(指導事項)</b> 2件（給与2）</p> <p>1) 扶養手当について支給額が改定されていたが、扶養親族簿による認定・確認が行われていなかった。</p> <p>2) 通勤手当額が改定されていたが、決定事項欄の通勤手当額の確認・決定（改定）が行われていないものがあった。 また、通勤届の認定において、決定事項欄の該当するものにレ印を付し、交通用具の使用距離を記載すべきところ、記載されていないものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>担当者の認識不足及び、担当内でのチェック不足が原因。 (今後の対応策等)</p> <p>扶養手当については、扶養手当簿による認定・確認を行った。今後は、認定・確認事務に対する理解を深め、適切に事務処理が行えるよう努める。</p>	<p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>担当者の認識不足及び、担当内でのチェック不足が原因。 (今後の対応策等)</p> <p>通勤手当については、決定事項欄に通勤手当額の確認・決定（改定）を行った。また、決定事項欄のうちレ点が無かった箇所にはレ点を付し、交通用具の使用距離の記載が無かった箇所には距離を記載した。今後は、認定・確認事務に対する理解を深め、適切に事務処理が行えるよう努める。</p>

監査対象所属	総合教育センター	
監査対象期間	平成29年9月～平成30年7月	
監査実施日	平成30年10月11日、12月14日	
監査の結果	講じた措置	
<p><b>(指導事項)</b> 2件（重点1、物品1）</p> <p>1) 郵便切手類受払簿において、各こすもす教室の購入分については当センターで購入し、後日こすもす教室に渡していることから、センターの納品日とこすもす教室の受入日が相違していたが、その間の受払について、センターの受払簿に記載されていない</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>当所属では、所属で使用する分と、石和、蕨崎、都留の各こすもす教室で使用する分の切手を購入しており、各教室分については、各教室の職員が来所した際に受け渡しを行っている。郵便切手類受払簿への記載について</p>	

<p>かった。</p> <p>2) 新聞購読料を前金払していたが、完納された際に作成すべき検収調書が作成されていなかった。</p>	<p>は、担当者の認識が不足しており、センターで購入分を全て受け入れ、各こすもす教室へ受け渡す日にセンターから払い出しを行った旨記載すべきところ、その旨の記載をせずに受払簿を作成していた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>予備監査後、規定に則り、受払簿の訂正を行った。担当者は、改めて関係規程や通知等を精査し、今後の事務を適正に行うよう努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>日刊新聞等の日刊から週刊の頻度の定期刊行物については、前金払の場合、完納時に検収調書を1部作成する旨規定されており、当所属で購入している他の定期刊行物については検収調書を作成していたが、日刊新聞等については担当者が検収調書の作成を失念しており、未作成であった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>予備監査後、速やかに検収調書の作成を行った。担当者は、改めて関係規程や通知等を精査し、今後の事務を適正に行うよう努める。</p>
---	---

監査対象所属	図書館
監査対象期間	平成29年9月～平成30年8月
監査実施日	平成30年11月21日、平成31年1月22日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 4件(収入2、物品1、契約1)</p> <p>1) 直接収納の取扱いについては、財務規則第44条第2項関係運用通知に定められているが、現金収納の取扱方法に、次のとおり不備があった。</p> <p>①現金領収簿の表紙に、その交付及び返還の年月日、使用者の職氏名、書損枚数、残枚数等を記載することとされているが、記載されていなかった。</p> <p>②書損の用紙は、斜線を引き書損と記載しなければならないとされているが、書損と記載されていなかった。</p> <p>③使用しなくなった簿冊は、直ちに回収し、未使用の用紙にせん孔して保管することとされているが、せん孔されていなかった。</p> <p>2) 年度当初につり銭として留め置いた分の調定が遅延していた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>財務規則第44条第2項関係運用通知の内容を十分把握せず、現金収納を行っていたために生じた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>現金領収書については関係通知の取扱いに従い、適正に整理を行った。</p> <p>今後は制度の理解を深めるとともに、複数の職員で確認を行い再発防止に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>つり銭留め置き分については納付する時に調定を行うものと誤った認識を持っていたために生じた。</p>

3) 図書等の管理において、不明・未返却資料が次のとおり認められた。

①不明資料

平成26年度	36点
平成27年度	51点
平成28年度	67点
平成29年度	49点
平成30年度	21点
合計	224点

②未返却資料

平成26年度	41点 (55点)
平成27年度	67点 (79点)
平成28年度	86点 (116点)
平成29年度	97点 (3,473点)
平成30年度	2,184点 (93点)

※平成26年度から平成29年度の( )内は、平成29年11月16日時点の未返却資料。

平成30年度の( )内は、未返却資料のうち返却期限が7月31日以前のもの(平成30年11月21日時点で3回目の月末督促の対象になったもの。)

(今後の対応策等)

今年度のつり銭分の調定は予備監査終了後直ちに行った。

今後は現金の取扱いについて、関係職員に制度の周知を図り再発防止に努める。

3) (発生原因の検証結果)

①不明資料

不明資料の発生原因としては、主として次の2点が考えられる。

- ・ 正規の手続きを経ないまま館外へ持ち出され戻されない。
- ・ 蔵書点検や書庫作業等の際に所定の場所になく所在が確認されない。

②未返却資料

未返却資料は正規の手続きを経て貸し出されたが返却されない資料のことで、1日でも返却期限を過ぎれば未返却資料である。平成30年度予備監査日の未返却資料は2,184点だが、返却期限から3ヶ月以上経過した7月31日以前からの未返却資料は93点であり、未返却資料の大半は期間を置かず返却されている。

(今後の対応策等)

図書等の管理においては、以下のとおり措置を講じた。

①不明資料

- ・ BDSゲート(不正持ち出し防止装置)を設置し不正持ち出しの防止を図っている。
- ・ 館内に防犯カメラを設置し、作動中であることを表示している。
- ・ 職員による書架エリアの巡視の強化や協力員による館内外の巡視により、資料の不法な持ち出し行為を抑制している。
- ・ 紛失の多い雑誌の最新号はカウンター内で管理し、閲覧希望があった際に職員が手渡している。
- ・ 利用案内や広報活動などを通じて啓発活動を行い利用マナーの向上を図っている。

②未返却資料

- ・ 利用者登録の際、返却期限の厳守をお願いしている。
- ・ 貸出しの際、返却日を明記した貸出票を出力し、返却期限の厳守をお願いしている。
- ・ 返却期限が過ぎても返却されない場合は、各月末にハガキで、年度末にはハガキや電話で督促し、予約がある資料等については、随時督促を行い回収に努めている。
- ・ 督促によっても資料を返却しないときは、「山梨県立図書館運営規則」に基づき、貸出



<p>4) 長期継続契約の対象となる緊急地震速報情報提供業務委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていなかった。</p>	<p>の許可を与えない措置をとり、再発防止を図っている。</p> <p>4) (発生原因の検証結果)      導入した際に長期継続契約としなかった経緯は不明だが、毎年契約を締結する際に関係法令の確認が疎かになっていた。      (今後の対応策等)      次年度以降の契約にかかる出納局への協議は実施済である。      現在使用中の機器を更新する際は、関係通知に沿った取扱いとなるよう留意する。</p>
--	---

監査対象所属	博物館
監査対象期間	平成29年9月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月31日、12月14日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 3件(収入1、給与1、契約1)</p> <p>1) 博物館内に設置されたプリントシール機の利用料金収納において、利用枚数をカウントする機能が搭載されていることが認識されておらず、利用料金回収時に利用枚数と利用料金(現金)を突合することなく、調定伺いが起案され、利用料金が収納されていた。</p> <p>2) 児童手当の支給事由が消滅したものと確認し、職権に基づき手当の支給を終了しているが、児童手当事務取扱要領第10条に定める支給事由消滅通知書の作成及び受給者への交付を行っていないものがあつた。</p> <p>3) 長期継続契約の対象となる緊急地震速報情報提供業務委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)      プリントシール機にカウント機能が搭載されており、当該機能を現金との突合の際に活用することができるとの認識がなかった。      (今後の対応策等)      直ちにカウント機能を利用した現金の確認方法に改めた。改善後の確認方法を今後も確実に継続していく。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)      中学校卒業による児童手当の終了については支給事由消滅通知書の作成及び受給者への交付が不要であるとの誤った認識をしていた。      (今後の対応策等)      直ちに支給事由消滅通知書を作成し、該当者へ交付した。今後は事務取扱要領を入念に確認しながら事務処理にあたる。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)      当該契約が長期継続契約の対象となるとの認識が不足していた。      (今後の対応策等)      通知に基づき出納局長への協議を行い、単年度契約とすることについての承認を得た。今後は通知を熟知し、同様の誤りが生じないよう留意する。</p>

監査対象所属	考古博物館（埋蔵文化財センター）
監査対象期間	平成29年9月～平成30年8月
監査実施日	平成30年11月14日、12月26日
監査の結果	講じた措置
<p><b>（指導事項）</b> 2件（契約2）</p> <p>1）長期継続契約の対象となる緊急地震速報情報提供業務委託契約及び自家用電気工作物の保安管理業務委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていなかった。</p> <p>2）委託契約書について、次のとおり不備があった。</p> <p>①考古博物館及び風土記の丘研修センター清掃業務委託において、契約保証金を免除していたが、契約書には「山梨県財務規則第109条の2の規定に該当する場合は免除する」と記載されており、契約保証金の免除が明確にされていなかった。</p> <p>②一般廃棄物の収集運搬及び処理業務委託において、契約解除に伴う違約金条項に、消費税及び地方消費税分を加算する内容が記載されていなかった。</p>	<p>1）（発生原因の検証結果） 従来単年度で契約しており、それを踏襲して単年度契約を締結したため。 （今後の対応策等） 自家用電気工作物の保安管理業務委託契約については、来年度以降、長期継続契約を締結する。なお、緊急地震速報情報提供業務委託契約については、当館に設置している機器が耐用年数を超過し、複数年で契約を締結することが適当ではないため、出納局に協議の上、単年度契約を継続する。</p> <p>2）（発生原因の検証結果）</p> <p>①契約相手方が決定していない公告の時点で作成した契約書案の内容を、そのまま使用したため。</p> <p>②当館で使用している委託契約書の雛形を活用。契約書の修正箇所等を見逃したため。 （今後の対応策等）</p> <p>①契約保証金免除の対象である旨を受託業者へ通知（口頭）した。今後は業者決定後に条項を再確認し、適正な契約書を作成する。</p> <p>②業者と適正な記載内容による変更契約を締結した。今後は条項を再確認し、適正な契約を締結する。</p>

監査対象所属	北杜高等学校
監査対象期間	平成29年10月～平成30年9月
監査実施日	平成30年12月21日
監査の結果	講じた措置
<p><b>（指導事項）</b> 1件（財産1）</p> <p>1）行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超える場合は、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていないものがあった。</p>	<p>1）（発生原因の検証結果） 職員の認識不足による。 （今後の対応策等） 許可指令書を変更（修正）した。 今後は規則・要綱・要領の再確認等を含め事務処理ミス防止対策研修を定期的実施し、疑問点等については県民センター会計スタッフ、出納局への問合せをおこない再発防努める。</p>

監査対象所属	甲府第一高等学校	
監査対象期間	平成29年10月～平成30年7月	
監査実施日	平成30年10月19日、11月15日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>(指導事項)</b> 1件(財産1)</p> <p>1) 行政財産使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に規定する移動報告が行われていないものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>例年11月に行う公有財産台帳の確認事務の際に移動報告を提出していたため、今般も同様の処理を行う予定でいたことから、未報告の状態でも指導を受けた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>指導後直ちに移動報告書を提出した。今後は公有財産事務取扱規則の規定を改めて確認するとともに、使用許可から移動報告書の提出までの事務処理を一連のものとして再認識し、提出に遺漏がないように注意する。</p>

監査対象所属	甲府東高等学校	
監査対象期間	平成29年10月～平成30年7月	
監査実施日	平成30年10月23日、11月26日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>(指導事項)</b> 2件(収入2)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①授業料</p> <p>過年度分 先数1件 613,800円</p> <p>②行政財産使用料</p> <p>平成30年度分 先数1件 6,160円</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>①平成28年度に就学支援金の報告額に誤りがあったため、高校教育課から国への交付申請額が不足した。また、就学支援金の授業料への振替処理が遅くなったため、申請額の誤りに気付かず交付決定がされ、授業料に収入未済が生じた。</p> <p>②行政財産使用料の一部が未調定であったため、相手先から問い合わせがあったが、保留にしたまま担当者が連絡を失念したため未納となった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>①収入未済額の613,800円については、現在国からの交付決定待ちである。就学支援金の予算令達後、振替処理を行う。</p> <p>平成29年度以降は、高校教育課への報告額については毎月相互チェックし、令達後速やかに振替処理を行っている。</p> <p>今後は遺漏のないよう適正な事務処理を行う。</p> <p>②収入未済については、相手先に連絡を行い収入済みとなった。今後は、毎月末に未収入一覧及び督促対象一覧表を確認すること</p>

<p>2) 平成30年度の行政財産使用料について、監査日現在、調定されていないものがあった。</p>	<p>で再発防止に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>平成30年度に更新した行政財産使用許可のみを調定し、継続分について事務処理を失念していた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>継続分については直ちに調定した。今後は、許可件数と調定件数を確認し、複数によるチェックを行うことで再発防止に努める。</p>
--	---

監査対象所属	甲府工業高等学校	
監査対象期間	平成29年8月～平成30年10月	
監査実施日	平成31年1月11日	
監査の結果	講じた措置	
<p><b>(指導事項)</b> 1件 (財産1)</p> <p>1) 行政財産の使用許可において、使用料が改定されていたが、公有財産事務取扱規則第50条第2項に規定する移動報告がされていないものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>当該公有財産の使用許可において、使用料の改定は前任者により平成29年度に行われたが、移動報告書を提出していなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>当該移動報告書を学校施設課へ提出した。</p> <p>今後は、事務処理の執行には十分に注意を払うとともに、再発防止に努める。</p>	

監査対象所属	農林高等学校	
監査対象期間	平成29年10月～平成30年7月	
監査実施日	平成30年10月24日、11月27日	
監査の結果	講じた措置	
<p><b>(指導事項)</b> 1件 (財産1)</p> <p>1) 借受財産について、公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める移動報告が行われていないものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p><b>【学校敷地】</b></p> <p>平成39年12月19日まで、関東財務局甲府財務事務所長と締結した借受契約に基づき、平成30年1月1日～32年12月31日の借受料の決定が通知されていたが、担当者が育休発令を受けた時期と重なり、事務引継ぎが徹底されず、移動報告事務を怠ってしまった。</p> <p><b>【演習林】</b></p> <p>平成28年10月31日に前回の借受契約が終了した後は契約が更新されなかった。平成30年4月1日に新たに、前回と同様の借受契約が締結されたが、これを担った教師から事務担当者への報告がなく、移動報告事務を怠ってしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに、報告漏れとして移動報告書を提出</p>	

	<p>し、所管課長より公有財産の異動報告を登録した旨の通知を受領した。</p> <p>今後は、公有財産台帳の記載内容を随時確認するほか、教師との情報共有に留意し、再発防止に努める。</p>
--	--

監査対象所属	峡南高等学校
監査対象期間	平成29年9月～平成30年9月
監査実施日	平成30年12月21日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 2件 (収入1、財産1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>授業料 過年度分 先数 2件 77,800円</p> <p>2) 平成29年度行政財産使用料 (PTA購買) について、価格改定前の公有財産台帳価格を基に算定したため、過大に徴収していた。年度内に還付 (れい出) すべきところ、事務が平成30年度になり、過年度支出となった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>平成21年度まで徴収していた授業料の滞納 (今後の対応策等)</p> <p>現在1名の授業料滞納者については、1度の納付額は少額であるが、概ね毎月定期納付が実施されている。今後も、自宅への訪問による納付を行っていく。</p> <p>また、もう1名の授業料滞納者については、昨年3月、それまで納付を行っていた保護者の急死により、納付が停止している状況である。以後、本人の電話番号を入手し連絡を試みるも繋がらないため、今後は本人及び連帯保証人の所在場所等の調査を継続する。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>平成29年度分の行政財産使用料の算定において、改定前の「建物等評価額」をもとに算定し過大に使用料を徴収していた。財産管理課からの評価額の改定通知の確認等が不十分であったことが原因であり、当該事務の誤りに気づいたのが平成30年度となったため、過誤納分の還付について過年度支出となった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>行政財産使用料算定に係るチェック表を作成し、調定伺いの決裁時に添付する。決裁時に適正な算定となっているか、担当者と副担当者が相互に確認することができるようにして審査体制の強化に努める。</p> <p>また、年度当初の事務処理のため、事務担当者が人事異動で交替してもわかるように、事務引継書の中で使用料算定事務の留意点として明記する。</p>

監査対象所属	笛吹高等学校	
監査対象期間	平成29年10月～平成30年10月	
監査実施日	平成31年1月11日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>(指導事項)</b> 1件(契約1)</p> <p>1) 長期継続契約の対象となるガス警報器の賃貸契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>「長期継続契約」の対象となる業務の範囲について、通知に対する認識不足があった。 (今後の対応策等)</p> <p>過去の通知内容を再確認するとともに、平成31年4月から、通知に即した長期継続契約を締結する。</p>

監査対象所属	日川高等学校	
監査対象期間	平成29年10月～平成30年7月	
監査実施日	平成30年10月25日、11月30日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>(指導事項)</b> 1件(支出1)</p> <p>1) 学校説明会に係る会場借上料に要する経費の資金前渡において、財務規則第72条第2項に定める期日を超えて精算されていた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>支払後5日以内に精算しなければならないところ、個人の失念で期日を超えて精算を行ってしまった。また、所属内での決裁の際にも、チェックがなされなかった。 (今後の対応策等)</p> <p>資金前渡の精算を行う際、ダブルチェックを行い、財務規則に則った処理を行うようにする。その際、資金前渡(全般)のチェックを行うよう、チェック表を添付する。</p>

監査対象所属	上野原高等学校	
監査対象期間	平成29年9月～平成30年10月	
監査実施日	平成31年1月11日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>(指導事項)</b> 2件(給与1、契約1)</p> <p>1) 通勤手当の認定事務に次の誤りがあった。</p> <p>① 高速道路の利用料金を、軽自動車のところ普通車として算定したため、過払いとなっているものがあった。</p> <p>② 通勤届(第1号様式)において、届出の理由が生じた日が未記入のまま認定されているものがあった。</p> <p>③ 通勤手当認定簿(第2号様式)において、任命権者確認・決定欄に押印されていないものや決定事項欄が未記入のものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>年度末及び年度当初に、膨大な量の事務を処理しなければならず、かつ、特定の職員に集中していたため、チェックが至らないところがあった。 (今後の対応策等)</p> <p>過払いとなってしまった案件(①)については、対象職員に説明、理解を求め、返金(れい入)の手続を行った。</p> <p>印もれ及び未記入の案件(②及び③)については、早急に押印ないし記入を行った。</p> <p>今後は、複数職員によるチェックを徹底する</p>

<p>2) 長期継続契約の対象となるガス警報器の賃貸契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていなかった。</p>	<p>など、遺漏のない事務処理に取り組んでいく。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 過去からの事務処理をそのまま踏襲していたため、当該通知に定める協議の手続きを失念してしまっていた。 (今後の対応策等) 今回の監査における指導を踏まえ、出納局長あて協議文書を送付した。 本校における契約は、数が非常に多く、種類も多岐にわたるが、今後とも、一つ一つの契約を吟味し、法令の規定及び趣旨を踏まえ適切な事務処理を心がけていく。</p>
--	--

監査対象所属	吉田高等学校	
監査対象期間	平成29年9月～平成30年10月	
監査実施日	平成31年1月7日	
	監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 1件(支出1) 1) はがきの購入について、支出科目を役務費(通信運搬費)とすべきところ需用費(消耗品費)で支出していたものがあった。</p>		<p>1) (発生原因の検証結果) 職員の支出科目に対する認識が不十分であった。 (今後の対応策等) 今後は、適切な事務処理が行われるよう、職員への周知やチェックによる確認を徹底し、再発防止に努める。</p>

監査対象所属	中央高等学校	
監査対象期間	平成29年9月～平成30年7月	
監査実施日	平成30年10月26日、12月20日	
	監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 1件(財産1) 1) 特別高圧電力線の線下敷に係る行政財産使用料の算定において、当該土地の1平方メートル当たりの価格(1円未満切り捨て)を算出後に阻害率を乗じるべきところ、公有財産台帳の土地総額に阻害率を乗じて1平方メートル当たりの価格を算出したため、使用料が過少となっていた。</p>		<p>1) (発生原因の検証結果) 過去に行った誤った使用料の算定方法が、正しいという認識のもと、財産管理課通知を再確認しないまま、事務処理を行ってしまった。 公法上の債権の時効が5年であることに基づき、平成26年度まで遡って算定したところ、平成26年度から平成28年度分は各年度3円、計9円の過大徴収であり、一方で平成29年度及び平成30年度は各年度12円、計24円の過少徴収であった (※平成29年4月1日土地価格改定あり)。 (今後の対応策等) 使用許可を行う際には、関係条例、通知、通達の再確認を行った上で、過去例に囚われることなく、慎重に算定を行う。また、複数</p>

	<p>年に渡り使用許可しているものについて、その許可期間内であっても毎年度使用料の算定をその調定の都度行い、複数の者で確認することとし、適正な事務処理の確保と再発防止を図る。</p> <p>なお、許可期間内のものについては変更許可手続きを行い、差額を追加徴収済み、また許可期間満了のものについては差額を追加徴収及び過大徴収分について返還済みである。</p>
--	--

監査対象所属	わかば支援学校	
監査対象期間	平成29年8月～平成30年10月	
監査実施日	平成31年1月7日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>(指導事項)</b> 1件(支出1)</p> <p>1) 有料道路使用料の前渡資金精算後の戻入金について、速やかに返納すべきところ、納期限後の収納となっていた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>期限までの戻入が行われなかったこと及びれい入通知書を発行した後に、納期限までの納入について適切な進行管理を怠ったことが原因である。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>前渡資金精算後の返納金については、直ちに戻入の手続きをとることとされているが、この進行管理を適切に実施するために、れい入通知書を発行した際には、れい入簿を発行して確認するなど、適切な進行管理に努める。</p>

監査対象所属	やまびこ支援学校	
監査対象期間	平成29年10月～平成30年7月	
監査実施日	平成30年10月30日、12月25日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>(指導事項)</b> 1件(物品1)</p> <p>1) 教育用のデスクトップパソコンを平成30年3月に13台購入していたが、そのうち3台については、監査日現在において未使用のまま保管されていた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>教育用デスクトップパソコンの更新に当たり、ディスプレイについては現有品を使用することとしたが、その数量が不足していたため、余剰分のパソコン本体を一時保管していた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>ディスプレイを調達し、保管していたパソコン本体3台を設置した。今後は、購入した物品が未使用のまま保管されることのないよう、購入数量や時期の調整を行うなど、適正な物品調達事務に努める。</p>



監査対象所属	富士見支援学校	
監査対象期間	平成29年10月～平成30年7月	
監査実施日	平成30年10月30日、12月25日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>(指導事項)</b> 1件（給与1）</p> <p>1) 平成30年1月5日会計課より更正のあった、給与改定（期末勤勉手当）に伴う標準賞与額の届出を失念していたため、それらの額が雑部金に滞留していた。</p>	<p>1)（発生原因の検証結果）</p> <p>追給が発生した際の処理の方法についての福利給与課からの通知内容をよく確認しておらず、処理を失念してしまった。また、こちらからの届出に基づいた額で社会保険料の納入告知額通知書が届くため、1月分の額は既に届け出た賞与支払報告書に基づいた金額であり、ミスに気付くことができなかった。</p> <p>（今後の対応策等）</p> <p>年金事務所に当該追給に係る賞与支払届の訂正届を提出し、標準賞与決定額通知書を受領した。この分は3月分の納入告知額通知書に反映される予定であるため、納入告知額通知書を受領次第、期日までに納付する予定である。</p> <p>今後は毎年追給が発生する可能性があることに留意し、送付される通知内容をよく確認する。また、今回の件は雑部金にかかることであるため、雑部金受払簿の確認を徹底する。</p>

監査対象所属	高等支援学校桃花台学園	
監査対象期間	平成29年8月～平成30年10月	
監査実施日	平成31年1月7日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>(指導事項)</b> 4件（給与2、支出1、契約1）</p> <p>1) 代替職員の現金支給に係る給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。</p> <p>2) 雑部金処理において、社会保険の手続遅延により、平成29年度追給分に係る社会保</p>	<p>1)（発生原因の検証結果）</p> <p>当該職員は平成30年3月まで職員であったことから、口座振替手続きが不要であると誤認していたため所用の手続きを行っていなかった。また、初めの支給に際し、給与明細書の現金支給欄及び口座振込額欄の確認が遅れたため、支給日が遅延した。</p> <p>（今後の対応策等）</p> <p>職員を雇用する場合は、口座振替等の手続きをチェックシートで確認し、所用の事務処理を確実に行う。また初めの支給に際しては給与明細書の現金支給欄及び口座振込額欄の確認を行い、確実に処理が行われているか確認を行うこととする。</p> <p>2)（発生原因の検証結果）</p> <p>雑部金の金額の随時の確認を怠っていたた</p>

<p>険料支払分が、雑部金に滞留したことなどから、雑部金に余剰金が生じていた。</p> <p>3) 固定電話料金に要する経費について、平成29年6月から翌年2月分までの支払金額を見込払で資金前渡していたが、財務規則第72条に定める期日までに精算されていなかった。</p> <p>4) 委託販売契約書において、委託期間開始日が、契約締結日より以前の日付となっていた。</p>	<p>め、余剰金が生じていたことに気がつかなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに日本年金機構あてに届出書を提出し、賞与額の変更が決定された。3月末支払いの請求書により、平成31年3月29日に、余剰金の全額を日本年金機構へ支払った。</p> <p>今後は、毎月の社会保険料の支払時に、雑部金受払簿にて雑部金の残額が正しいか確認をとり、再発防止に努める。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)</p> <p>口座振替の領収通知が到着してから事務処理を行ったことにより、財務規則第72条に定める期日までに精算できない結果となった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>平成30年度については、財務規則及び出納局作成の資料等を確認した上で、口座情報により口座振替日に振替が正しく行えたことを確認し、財務規則第72条に定める期日までに精算している。</p> <p>4) (発生原因の検証結果)</p> <p>事務室職員ではなく経理事務の経験の少ない教職員が事務処理を行っていたこと、事務室職員のチェックが十分行えなかったことにより、委託販売契約書において、委託期間開始日が、契約締結日より以前の日付としてしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>平成31年度以降については、事務室職員が中心となってチェックシートにより契約事務を行うことにより、契約日など契約内容の確認を確実にすることとする。</p>
--	---

監査対象所属	南アルプス警察署	
監査対象期間	平成29年8月～平成30年9月	
監査実施日	平成30年12月18日	
監査の結果	講じた措置	
<p><b>(指導事項)</b> 1件 (収入1)</p> <p>1) 平成29年度に調定した宿舍入居料について、入居料基準額が相違していたため、平成30年度に過誤納還付金として過年度支出されていたものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>平成29年度に宿舍の新築からの経過年数が21年となったことにより、山梨県宿舍管理規則第12条関係別表に定める1平方メートル当たりの入居料基準額が「20年を超え30年以内のもの」に該当し低減されるどころ、当該経過年数を20年と誤認していた。</p>	

	<p>このため、減額前の基準額を適用し、過大に調定していた宿舍入居料を、平成30年度に過誤納還付金として過年度支出したものの。 (今後の対応策等)</p> <p>今後は、業務主管課である警察本部会計課から全警察署に配付された、宿舍の構造別の経過年数表を基に、宿舍ごとの経過年数整理表を作成し、年度当初の宿舍入居料算定時に必ず確認して正しい基準額による積算を行うことにより、過誤納の再発防止に努める。</p>
--	---

監査対象所属	富士吉田警察署
監査対象期間	平成29年10月～平成30年9月
監査実施日	平成30年12月18日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 3件(支出2、契約1)</p> <p>1) 河口湖等水上安全保安区域標識保守管理業務委託について、河口湖における保守点検回数の相違により、支出負担行為伺いの限度額の記載に誤りがあった。また、委託契約書の保守点検回数が正確に記載されていなかった。</p> <p>2) プロパンガス燃料単価契約に含まれている警報器リース料の支出科目について、使用料及び賃借料とすべきところ需用費(燃料費)として支出されていた。</p> <p>3) 長期継続契約の対象となるガス警報器の借りに係る契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>河口湖における保安区域標識保守点検について、支出負担行為伺い別紙及び委託契約書に記載する保守点検回数を、正しくは5回とすべきところ、7回と記載していたため。 (今後の対応策等)</p> <p>来年度から河口湖における保安区域標識保守点検回数を、支出負担行為伺い別紙及び委託契約書に正しく5回と記載するとともに、同保守点検回数に基づいた積算を行い、支出負担行為伺いの限度額を決定する。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>プロパンガス使用料と警報器リース料一括の契約及び請求であったため、警報器リース料を使賃料及び賃借料で支払うことを失念していたため。 (今後の対応策等)</p> <p>平成31年4月1日に富士吉田警察署が新庁舎に移転するのに合わせて契約方法を見直し、引き続きガス警報器リース契約を行う場合は、支出科目を正しく是正する。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)</p> <p>プロパンガス使用料と警報器リース料を一括で単年度契約していたことにより、ガス警報器借りに係る契約が長期継続契約の対象であることを失念していたため (今後の対応策等)</p> <p>平成31年4月1日に富士吉田警察署が新庁舎に移転するのに合わせて契約方法を見直し、引き続きガス警報器リース契約を行う場合は、長期継続契約に是正する。</p>

